

09390P-00

2021

年度版



# よくわかる 社労士

# 合格テキスト

## 10 社会保険に関する一般常識

TAC社会保険労務士講座編著

社労士試験に

本気で合格するための



## 最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の  
改正情報は  
**Web** 順次  
で公開!

**TAC出版**  
TAC PUBLISHING Group



---

# はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。事例形式の問題も増え、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめています。

今回の改訂では、直近の法改正事項に対応するために本文内容の加筆・修正を行い、直近の本試験の出題傾向にも対応できるよう内容の見直しも行いました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和3年2月吉日  
TAC社会保険労務士講座

# 法改正ポイント 講義

ここでは、2021(令和3)年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

## ● 社会保険労務士法の改正

【令和2年6月1日施行】

紛争解決手続代理業務に、「労働施策総合推進法」に規定する調停の手続きが追加されました。これは、令和2年6月1日から施行されている労働施策総合推進法の改正によるものです。調停の手続きに関する規定がある法律をまとめると、次のようになります。『合格テキスト6』ともあわせて確認しておくとよいでしょう。

①	障害者雇用促進法
②	労働施策総合推進法
③	男女雇用機会均等法
④	労働者派遣法
⑤	育児・介護休業法
⑥	パートタイム・有期雇用労働法

■ 第1章で詳しく学びます。

## 国民健康保険法の改正

【令和3年3月運用開始】

保険医療機関等で療養の給付等を受ける際、電子資格確認により被保険者であることの確認ができるようになりました。この制度は令和3年3月からスタートしています。これにより、個人番号カード(マイナンバーカード)で保険医療機関等を受診できる仕組みが整備されます。

健康保険法と同様の改正です。『合格テキスト7』ともあわせて確認しておくとよいでしょう。

▶ 第2章で詳しく学びます。

## 確定拠出年金法の改正

【令和2年10月1日施行】

### 規約の変更に関する改正

企業型年金の規約の変更について、変更事項が資産管理機関の名称及び住所等である場合は、厚生労働大臣への届出を要しないものとされました。

### 簡易企業型年金、中小事業主掛金制度に関する改正

中小事業主掛金(iDeCo+)、簡易企業型年金(簡易型DC)が実施できる事業所の規模が、「100人以下」から「300人以下」に拡大されることになりました。

▶ 第7章で詳しく学びます。

## 確定給付企業年金法の改正

【令和2年6月5日施行】

老齢給付金の支給開始時期について、事業主等は60歳から70歳までの範囲(従来は60歳から65歳までの範囲)で規約に定めることができるものとされました。

令和2年6月5日保発0605第1号、年発0605第4号の表現です。

▶ 第8章で詳しく学びます。

# 本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

## 囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

第1章 社会保険労務士法

### 重要度

A、B、Cの3段階です。

**A** 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえる。

**B** 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

**C A、B** を優先とし、余裕があれば、見ておく。

1

## 総 則

### ① 目的等 (法1条)

社会保険労務士法は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。H27-選A

#### 沿革

社会保険労務士法は、昭和43年に議員立法によって成立した法律である。

### ② 社会保険労務士の職責 (法1条の2)

社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

#### Check Point!

- 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

★★★

(法26条1項)

### ③ 社会保険労務士の業務

#### 社会保険労務士の業務の原則 (法2条1項)

## 趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

#### Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

## 問題チェック

- 過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。
- ・下線:問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。
  - ・Advice:講師の視点で解答テクニック等を記載しています。

### 問題チェック H23-10B

社会保険労務士業務のひとつである労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務とは、提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことの意味し、この中には、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものは含まれない。

#### 解答

法2条1項1号の2、昭和61.10.1令基保40号

設問の通り正しい。設問後段の内容は「事務代理」の範囲である。「提出代行」が、申請書等の提出手続に関して行政機関等に事実上の説明補正等を行い得るにとどまるのに対し、「事務代理」は、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものである。

#### Advice

やや細かい問題であるが、本問を通して1号業務である「提出代行」と「事務代理」の違いを押さえておくこと。

紛争の目的の価額の上限が、**120万円**（従来は60万円）に引き上げられた（平成27年4月1日施行）。

#### 参考

（団体交渉の代理）  
争議行為が発生し、又は発生するおそれがある状態において、社会保険労務士は業として当事者の一方の行う争議行為の対策の検討、決定等に参与することができる。しかしながら、労働争議時の団体交渉において、一方の代理人になることは法第2条第2項の業務【紛争解決手続代理業務】には含まれず、社会保険労務士の業務としては行うことができない。  
(平成18.3.1基発0301002号)

## 参考

本文に関連する通達、判例等をまとめています。補足的な内容でもあるため、まずは本文を優先して読んでいきましょう。

### 各種アイコン

#### ●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題実績です。

#### ●改正

直近の改正点です。

## 問題チェック H23-10B

社会保険労務士業務のひとつである労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務とは、提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことの意味し、この中には、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって

### 巻末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを巻末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

# 本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

## ◎よくわかる社労士シリーズ

### 『合格テキスト』全10冊+別冊



### 『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

## ◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

- ①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

### Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



- ②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

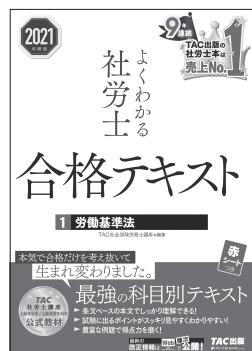
### Check Point!

- 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

- 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、  
となく一つの事業とし、場所  
裏とすること。  
は、原則としてそれぞれ別個の  
「」  
にする部門が存する場合に、  
労働者、労務管理等が明確に区  
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

# 本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
社会保険労務士法	☆	★	☆	☆	★☆ <sup>※2</sup>	☆ <sup>※2</sup>				
国民健康保険法	☆		☆	☆	☆	★☆	★	☆	★★☆	★
船員保険法	☆					☆		☆	★★☆	☆
高齢者の医療の確保に関する法律	☆	☆	☆		★☆	☆	☆	☆	☆	
介護保険法	★☆	☆		☆	★☆	☆	★	★★☆	★★☆	★
児童手当法			☆		★	★	★	★★☆		☆
確定拠出年金法			☆		☆		☆		☆	★
確定給付企業年金法	☆			☆		☆	☆	★		☆
社会保険審査官及び社会保険審査会法	☆	☆					☆			☆
女性と年金に関する複合問題		☆								
年金制度	☆									
社会保険の沿革				☆		★	☆		☆	
社会保険の横断問題										
介護保険法の改正、社会保障協定、年金記録の回復基準の設定(平成24年版厚生労働白書)			★							
児童手当制度、地域包括ケアシステム、協会けんぽの財政基盤の強化・安定化(平成25年版厚生労働白書)				★						
社会保険と税の一體改革、日本の高齢化率、社会保障制度改革、財政検証、保険料軽減(平成26年版厚生労働白書)					☆					
社会保障関連統計					☆	☆				★
後期高齢者支援金、介護保険の評価、マクロ経済スライド、ねんきん定期便等(平成27年版厚生労働白書)						☆				
社会保障協定							☆			
国民負担率、確定拠出年金法改正、年金積立年、マクロ経済スライド等(平成29年版厚生労働白書)								☆		

※1 労一の選択式として出題

※2 労一の択一式として出題

# 目 次

はじめに /	iii	法改正ポイント講義 /	iv
本書の構成 /	vi	本書の効果的な活用法 /	viii
本試験の傾向 /	x		

## 第1章 社会保険労務士法 / 1

<b>① 総 則 <small>A</small></b>	2
① 目的等	2
② 社会保険労務士の職責	2
③ 社会保険労務士の業務	2
④ 資格等	10
<b>② 登録等 <small>A</small></b>	12
① 社会保険労務士試験等	12
② 登録等	14
<b>③ 社会保険労務士の権利及び義務 <small>A</small></b>	21
① 不正行為の指示等の禁止	21
② 信用失墜行為の禁止	21
③ 勤務社会保険労務士の責務	21
④ 研修	22
⑤ 審査事項等を記載した書面の添付等	22
⑥ 事務所	24
⑦ 帳簿の備付け及び保存	24
⑧ 依頼に応ずる義務	24
⑨ 秘密を守る義務	25
⑩ 義務を行い得ない事件	25
⑪ 非社会保険労務士との提携の禁止	27
⑫ 報酬の基準を明示する義務	28
⑬ 業務の公正保持等	28
⑭ 本人への通知	29
<b>④ 監 督 <small>A</small></b>	30
① 報告及び検査	30
② 懲戒	30
<b>⑤ 社会保険労務士法人 <small>A</small></b>	35
① 設立	35
② 社員の資格	35
③ 設立の手続	36
④ 業務の範囲	37
⑤ 社員の常駐	38

⑥ 社員の競業の禁止	39
⑦ 業務の執行方法	39
⑧ 違法行為等についての処分	40
⑨ 業務を執行する権限	41
⑩ 法人の代表	41
⑪ 解散	42
<b>6 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会</b>	<b>43</b>
① 社会保険労務士会	43
② 全国社会保険労務士会連合会	45
<b>7 罰 則</b>	<b>48</b>
① 罰則	48
② 両罰規定	49

## 第2章 国民健康保険法 / 51

<b>1 総 則</b>	<b>A</b>	<b>52</b>
① 目的		52
② 保険者		52
③ 国民健康保険組合等		54
<b>2 被保険者</b>	<b>A</b>	<b>58</b>
① 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者等		58
② 国民健康保険組合の被保険者		62
③ 資格の得喪		63
④ 世帯主の届出義務		65
<b>3 保険給付</b>	<b>A</b>	<b>67</b>
① 給付の分類		67
<b>4 都道府県国民健康保険運営方針</b>	<b>B</b>	<b>72</b>
① 都道府県国民健康保険運営方針		72
<b>5 費用の負担</b>	<b>A</b>	<b>74</b>
① 給付費の負担割合		74
② 保険給付費等交付金等		75
③ 保険料の徴収		76
④ 条例又は規約への委任		79
⑤ 財政安定化基金の設置		80
<b>6 その他</b>	<b>B</b>	<b>81</b>
① 保険料滞納に関する措置		81
② 給付制限		85
③ 不服申立て		85
④ 時効		86
⑤ 罰則		87

## 第3章 船員保険法／89

<b>1 総 則</b> <small>A</small>	90
① 目的	90
② 保険者	90
③ 被保険者等	91
<b>2 保険給付</b> <small>B</small>	96
① 給付の種類	96
② 職務外の疾病・負傷に関する給付	97
③ 出産に関する給付	100
④ 職務外の死亡に関する給付	102
⑤ 職務（通勤）上の疾病・負傷に関する給付	103
⑥ 職務（通勤）上の障害に関する給付	104
⑦ 職務（通勤）上の死亡に関する給付	104
⑧ 行方不明手当金	105
<b>3 その他</b> <small>B</small>	107
① 国庫負担	107
② 保険料	107
③ 不服申立て	110
④ 時効	111

## 第4章 高齢者の医療の確保に関する法律／113

<b>1 総 則</b> <small>B</small>	114
① 目的等	114
② 定義	115
③ 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整	117
<b>2 医療費適正化の推進</b> <small>B</small>	118
① 医療費適正化計画	118
② 特定健康診査等	123
<b>3 後期高齢者医療制度</b> <small>A</small>	125
① 総則	125
② 後期高齢者医療給付	128
③ 費用の負担	132
<b>4 その他</b> <small>B</small>	137
① 保険料滞納に対する措置	137
② 不服申立て	137
③ 雜則等	138

## 第5章 介護保険法／141

<b>1 総 則</b> <small>A</small>	142
-------------------------------	-----

① 目的	142
② 保険者	143
③ 定義	144
<b>2 被保険者 A</b>	147
① 被保険者の種類	147
② 資格の得喪	148
③ その他	149
<b>3 要介護認定等 A</b>	152
① 要介護認定	152
② 要介護認定の更新等	155
③ 要支援認定	157
<b>4 保険給付 B</b>	158
① 保険給付の分類	158
② 介護給付	159
③ 予防給付	170
④ 一定以上所得者の利用者負担	171
⑤ 市町村特別給付	171
<b>5 地域支援事業等 B</b>	172
① 地域支援事業	172
② 保健福祉事業	175
<b>6 費用の負担 B</b>	177
① 費用の負担	177
② 保険料	180
③ 介護給付費交付金等	182
<b>7 介護保険事業計画等 B</b>	184
① 基本指針	184
② 市町村介護保険事業計画	184
③ 都道府県介護保険事業支援計画	184
<b>8 その他 B</b>	186
① 保険料滞納に対する措置	186
② 雜則等	188

## 第6章 児童手当法 / 191

<b>1 総 則 B</b>	192
① 目的	192
② 定義	192
<b>2 児童手当の支給 B</b>	194
① 支給要件等	194
② 児童手当の支給額	196

③受給資格の認定	197
④支給及び支払	198
⑤支給額の改定	199
⑥未支払の児童手当	200
<b>3 費用</b>	<b>201</b>
①児童手当に要する費用の負担	201
②市町村に対する交付金	203
<b>4 雜則</b>	<b>204</b>
①児童手当に係る寄附	204
②受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等	204
③時効	206

## 第7章 確定拠出年金法／207

<b>1 総則</b>	<b>208</b>
①目的	208
②定義	209
③確定拠出年金運営管理業務	212
<b>2 企業型年金</b>	<b>214</b>
①企業型年金	214
②企業型年金加入者等	218
③事業主掛金	221
④企業型年金加入者掛金	223
⑤企業型年金加入者掛金の源泉控除	224
<b>3 個人型年金</b>	<b>225</b>
①個人型年金の開始	225
②個人型年金加入者等	227
③掛金	229
<b>4 運用</b>	<b>234</b>
①運用の方法の選定及び提示	234
②運用の指図	235
<b>5 給付</b>	<b>237</b>
①給付の種類	237
②老齢給付金	238
③障害給付金	239
④死亡一時金	241
⑤脱退一時金	243
<b>6 個人別管理資産の移換等</b>	<b>246</b>
①企業型年金加入者となった場合	246
②個人型年金加入者等となる場合等	247
③確定給付企業年金の加入者となった場合	247

## 第8章 確定給付企業年金法 / 251

<b>1 総 則</b>	252
① 目的	252
② 確定給付企業年金	252
<b>2 確定給付企業年金の開始</b>	255
① 確定給付企業年金の実施	255
② 規約に定める事項	256
③ 企業年金基金	257
④ 加入者	259
<b>3 給 付</b>	261
① 通則	261
② 老齢給付金	264
③ 脱退一時金	265
④ 障害給付金	266
⑤ 遺族給付金	267
<b>4 掛金及び積立金</b>	269
① 掛金	269
② 積立金	270
<b>5 確定給付企業年金の実施等</b>	271
① 行為準則	271
② 統合・合併・分割等	272
③ 確定給付企業年金の終了	273
<b>6 企業年金連合会</b>	274
① 連合会	274
② 連合会の行う業務	274
<b>7 企業年金制度間における移行等</b>	277
① 企業年金制度間の移行	277
② 脱退一時金相当額の移換	278

## 資料編 / 281

### 第1章 社会保険労務士法 / 282

① 裁判外紛争解決手続利用促進法	282
② 社会保険労務士試験の試験科目	282
③ 業務を行い得ない事件	282
④ 社会保険労務士法人	283

### 第3章 船員保険法 / 283

① 職務（通勤）上の障害に関する給付	283
--------------------	-----

②職務（通勤）上の死亡に関する給付	284
<b>第4章 高齢者の医療の確保に関する法律／285</b>	
①医療費適正化計画の内容	285
②保険料率	285
<b>第5章 介護保険法／286</b>	
①居宅介護サービス費	286
②特例居宅介護サービス費	286
③特例地域密着型介護サービス費	286
④特例居宅介護サービス計画費	286
⑤施設介護サービス費	287
<b>第8章 確定給付企業年金法／287</b>	
①企業年金連合会	287
②中途脱退者等に係る措置	289
● 索引／290	
● 条文索引／297	

## 凡例

根拠となる条文等の番号は、スペースの都合上、省略して記載しています。例えば、「社会保険労務士法」の中では、  
法→社会保険労務士法  
則→社会保険労務士法施行規則  
となります。各項目の法律名に読み替えてご利用ください。



# 第1章

# 社会保険労務士法

- ① 総 則**
- ② 登録等**
- ③ 社会保険労務士の権利及び義務**
- ④ 監 督**
- ⑤ 社会保険労務士法人**
- ⑥ 社会保険労務士会及び  
全国社会保険労務士会連合会**
- ⑦ 罰 則**

# 1

# 総 則

重要度  
A

## ① 目的等 (法1条)



社会保険労務士法は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もって労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。H27-選A

### 沿革

社会保険労務士法は、昭和43年に議員立法によって成立した法律である。

## ② 社会保険労務士の職責 (法1条の2)



社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

### Check Point!

- 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(法26条1項)

## ③ 社会保険労務士の業務

### 1 社会保険労務士の業務の原則 (法2条1項)



社会保険労務士は、次の i から viii に掲げる事務を行うことを業とする。

- i 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提

出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類〔その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。〕をいう。以下同じ。」を作成すること。

- ii 申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること。
- iii 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下iiiにおいて「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第25条の2第1項において「事務代理」という。）。
- iv 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会における同法第5条第1項のあっせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の7第1項、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の6第1項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第1項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第47条の8第1項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条の5第1項及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。 改正
- v 地方自治法第180条の2の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争〔個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除

く。)をいう。以下単に「**個別労働関係紛争**」という。]に関する**あっせんの手続**について、**紛争の当事者**を代理すること。

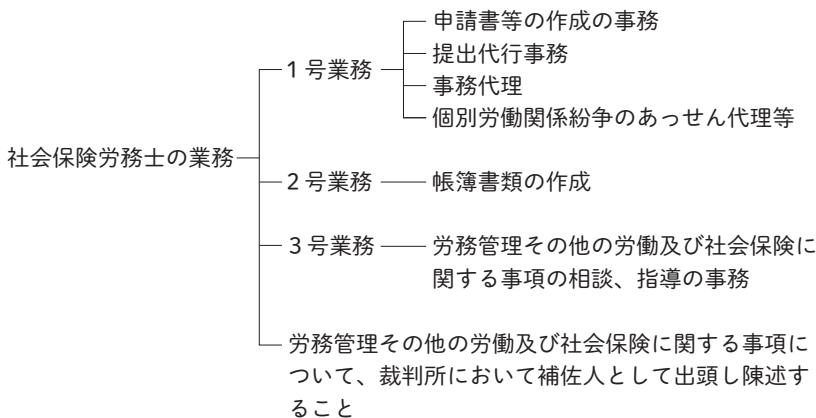
vi **個別労働関係紛争**（紛争の目的の価額が**120万円**を超える場合には、**弁護士**が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する**民間紛争解決手続**（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第1号に規定する**民間紛争解決手続**をいう。以下の条において同じ。）であって、**個別労働関係紛争の民間紛争解決手続**の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として**厚生労働大臣**が指定するものが行うものについて、**紛争の当事者**を代理すること。H27-労3ア R2-労5ア

vii 労働社会保険諸法令に基づく**帳簿書類**（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

viii 事業における**労務管理**その他の**労働**に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく**社会保険**に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

## 概要

上記 i から vi を**1号業務**、vii を**2号業務**、viii を**3号業務**といい、1号業務のうち、iv から vi を**紛争解決手続代理業務**という。



## 1. 個別労働関係紛争のあっせん代理等

上記ivからviの個別労働関係紛争のあっせん代理等は、個別労働関係紛争解決促進法に基づいて各都道府県労働局に設置された紛争調整委員会において、個別労働関係紛争についてあっせんを受ける当事者の代理行為（補佐行為を含む）を行うことである。

## 2. 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限が、**120万円**（従来は60万円）に引き上げられた（平成27年4月1日施行）。

### 参考 (団体交渉の代理)

争議行為が発生し、又は発生するおそれがある状態において、社会保険労務士は業として当事者の一方の行う争議行為の対策の検討、決定等に参与することができる。しかしながら、労働争議時の団体交渉において、一方の代理人になることは法第2条第2項の業務【紛争解決手続代理業務】には含まれず、社会保険労務士の業務としては行うことができない。

(平成18.3.1基発0301002号)

### 問題チェック H23-10B

社会保険労務士業務のひとつである労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務とは、提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことを意味し、この中には、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものは含まれない。

### 解答 ○

法2条1項1号の2、昭和61.10.1序保発40号

設問の通り正しい。設問後段の内容は「事務代理」の範囲である。「提出代行」が、申請書等の提出手続に関して行政機関等に事実上の説明補正等を行い得るにとどまるのに対し、「事務代理」は、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものである。

### Advice

やや細かい問題であるが、本問を通して1号業務である「提出代行」と「事務代理」の違いを押さえておくこと。

**問題チェック H23-10C**

社会保険労務士が、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく審査請求又は再審査請求に係る事務代理を行う場合、社会保険労務士に対して代理権限を与えた本人が氏名等を記載した申請書等に事務代理者と表示し、かつ、当該事務代理に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しておけば、社会保険労務士に対して代理権限を与えた本人が作成した委任状の添付を省略することができる。

**解答 X**

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令 2条3項、

平成11.6.30府保発16号、労徵発61号

社会保険労務士は、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく審査請求又は再審査請求を代理して行う場合は、審査請求書又は再審査請求書にその氏名を記載し、委任状を添付しなければならないとされている。

**2 据佐人制度(法2条の2)**

I 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、**據佐人**として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。[H27-労3イ] [R元-労5C]

II I の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人がIの陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。[H29-労3A]

**概要**

社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、**據佐人**として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる。

**Check Point!**

- 據佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述をすることができるのは、特定社会保険労務士に限られない。** [H28-労3A]

**参考** (特定商取引に関する法律の適用除外)

特定商取引に関する法律第2章第2節から第4節【訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に関する規制】の規定は、社会保険労務士が行う社会保険労務士法第2条第1項【社会保険労務士の業務】又は第2条の2第1項【社会保険労務士の補佐人業務】に規定する役務の提供及び社会保険労務士法人が同法第25条の9第1項【社会保険労務士法人の業務】に規定する業務として行う役務の提供又は同法第25条の9の2【社会保険労務士法人の補佐人業務】に規定する役務の提供で、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

H27-労3才 R2-労5イ

(特定商取引に関する法律26条、同法施行令5条、同法施行令別表第2第26号、平成27.3.30基発0330第3号、年管発0330第3号)

### 3 社会保険労務士の業務に含まれない業務

(法2条4項)



第2条第1項各号(①iからvii)に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

#### ・具体例

例えば、弁護士法第72条の規定により、労働及び社会保険に関する事務であっても、社会保険労務士は、具体的な法律事件について、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋にあたることを業としてすることはできない。

### 4 業務の制限 (法27条)



社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号まで(①iからvii)に掲げる事務を業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

**Check Point!**

- 1号業務及び2号業務については、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合を除き、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、業として行うことができない。

**・罰則**

他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付隨して行う場合を除き、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士の1・2号業務を業として行った社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

(法32条の2,1項6号)

**参考 (業務の制限の解除)**

法第27条ただし書の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1)公認会計士又は外国公認会計士が行う公認会計士法第2条第2項に規定する業務（他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること）
- (2)税理士又は税理士法人が行う税理士法第2条第1項に規定する業務（他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこと）

(令2条)

**問題チェック**

H26-6D

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付隨して行う場合はこの限りでないとされており、この付隨業務として行うことができる事務には、紛争解決手続代理業務も含まれている。

**解答 X**

法27条、令2条

紛争解決手続代理業務は、政令で定める業務（税理士等が行う業務）に付隨して行うことができる事務には含まれない。

**5 紛争解決手続代理業務 (法2条2項、3項)**

- I 第2条第1項第1号の4から第1号の6まで(①ivからvi)に掲げる業務（以下「**紛争解決手続代理業務**」という。）は、**紛争解決手續代理業務試験に合格**し、かつ、第14条の11の3第1項の規定によ

る付記を受けた社会保険労務士（以下「**特定社会保険労務士**」という。）に限り、行うことができる。

II **紛争解決手続代理業務**には、次に掲げる事務が含まれる。R元-労5B

- i 第2条第1項第1号の4（①iv）の**あっせんの手続**及び**調停の手続**、同項第1号の5（①v）の**あっせんの手続**並びに同項第1号の6（①vi）の**厚生労働大臣**が**指定**する団体が行う**民間紛争解決手続**（以下IIにおいて「**紛争解決手続**」という。）について**相談**に応ずること。H23-10A
- ii **紛争解決手続**の開始から終了に至るまでの間に**和解の交渉**を行うこと。
- iii **紛争解決手続**により成立した**和解**における**合意**を内容とする**契約を締結**すること。

### 概要

平成17年の改正により、特定社会保険労務士は一定の裁判外紛争解決手続において上記の紛争解決手続代理業務を行うことができることとされた。裁判外紛争解決手続とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいい、ADR（Alternative Dispute Resolution）と呼ばれている。

### 問題チェック H23-10A

具体的な個別労働関係紛争について依頼者があっせん等によって解決する方針を固めた以降に行われる紛争解決手続代理業務受任前の当該紛争に係る**相談**は、**紛争解決手続代理業務**に含まれないため、特定社会保険労務士でない社会保険労務士も行うことができる。

#### 解答 ×

法2条3項1号、平成19.3.26基発0326009号、府文発0326011号

設問の業務は、紛争解決手続代理業務に含まれるため、特定社会保険労務士でない社会保険労務士は行うことができない。

# ① 資格等

## 1 資格 (法3条)



- I 次の i ii の一に該当する者であって、**労働社会保険諸法令**に関する厚生労働省令で定める**事務**に従事した期間が**通算して2年以上**になるもの又は**厚生労働大臣**がこれと**同等以上の経験**を有すると認められるものは、**社会保険労務士**となる資格を有する。
- i **社会保険労務士試験に合格した者**
  - ii 第11条〔試験科目の一部の免除〕の規定による社会保険労務士試験の**免除科目**が第9条〔社会保険労務士試験〕に掲げる試験科目の全部に及ぶ者
- II **弁護士**となる資格を有する者は、Iの規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

## 2 欠格事由 (法5条)



次の i からviiiのいずれかに該当する者は、第3条〔資格〕の規定にかかるわらず、**社会保険労務士となる資格を有しない**。

- i **未成年者**
- ii 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- iii **懲戒処分**により**社会保険労務士の失格処分**を受けた者で、その処分を受けた日から**3年**を経過しないもの H25-6B
- iv **社会保険労務士法**又は**労働社会保険諸法令**の規定により**罰金以上の刑**に処せられた者で、その**刑の執行**を終わり、又は**執行**を受けることがなくなった日から**3年**を経過しないもの
- v ivに掲げる法令以外の法令の規定により**禁錮以上の刑**に処せられた者で、その**刑の執行**を終わり、又は**執行**を受けることがなくなった日から**3年**を経過しないもの
- vi 第14条の9第1項の規定により**登録の取消し**の処分を受けた者で、その処分を受けた日から**3年**を経過しないもの

- vii **公務員**〔独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）又は地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の役員又は職員を含む。〕で**懲戒免職**の処分を受け、その処分を受けた日から**3年**を経過しない者
- viii **懲戒処分**により、**弁護士会**から**除名**され、**公認会計士**の登録の**抹消**の処分を受け、**税理士**の業務を**禁止**され又は**行政書士**の業務**を禁止**された者で、これらの**処分**を受けた日から**3年**を経過しないもの

2021年度版 よくわかる社労士 合格テキスト10  
社会保険に関する一般常識

発行日 2021年3月30日  
初版発行  
編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）  
発行者 多田敏男  
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492  
FAX 03-5276-9674  
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09390P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。